

2. 証明書等 Notification

戸籍・住民票・印鑑証明・マイナンバーカード

【担当：住民福祉課】

◇戸籍証明の交付 令和3年4月1日現在

	戸籍	除籍	改製原戸籍
全部事項証明 謄本 (戸籍の中の全員分)	1通 450円	1通 750円	1通 750円
個人事項証明 抄本 (戸籍の中の1人分)	1通 450円	1通 750円	1通 750円

戸籍や除籍、改製原戸籍には重要な身分関係が記載されていますので、請求できる方の範囲が決められています。このため、請求される方と必要な方の関係がわかる戸籍を求める場合があります。

また、請求には必要とする戸籍の本籍と筆頭者名が必要です。
請求の際には本人を確認できる書類をお持ちください。

◇住民票の交付 令和3年4月1日現在

交付手数料 1通 200円

(世帯全員分の場合は、世帯員が1人増すごとに50円加算となります。)

- 請求の際には本人を確認できる書類が必要です。
- 第三者が請求する際には、請求書に請求理由を明記するほか、請求理由のわかる資料の提示をお願いします。
- 代理人が窓口に来られる場合は、請求者からの委任状が必要です。

◇印鑑登録証・証明書の交付

印鑑登録証交付手数料 1枚 200円

- 印鑑登録の際は、登録申請人を確認できる書類と登録する印鑑（一辺の長さが8mm以上25mm以内のもの）を持参ください。
- 印鑑登録の申請は本人が行うものですが、本人が入院等で自ら申請できないようなやむを得ない場合には、委任状を添えて代理人による申請も可能です。代理人による申請の場合は、役場から登録を行う本人に宛てた「照会書」により、委任の旨を確認させていただきますので、申請当日の印鑑登録証の交付はできませんのでご注意願います。
- 登録印鑑や印鑑登録証を紛失した場合は、登録の廃止手続きをしてください。
- 登録していた氏に変更となった場合や転出、死亡の場合は手続きをすることなく廃止となります。

印鑑登録証明書交付手数料 1通 300円

- 印鑑証明書が必要なときは、ご本人でも代理人でも「印鑑登録証」が必要です。代理人が申請する場合は、代理人の印鑑も必要です。

◇マイナンバーカードの交付

交付手数料 初回無料

- 交付申請書をお持ちの方は4つの方法から申請できます。※交付申請書をお持ちでない方は専用サイトからダウンロードすれば郵便で申請することができます。役場住民福祉課でも再発行しています。
○スマートフォン ○パソコン ○郵便 ○証明用写真機
- 受取については、マイナンバーカードの交付準備が整いましたら、役場からご本人に交付通知書（はがき）が送付されます。交付通知書に記載されている期日までに、ご本人が必要書類等を持ってお越しください。
マイナンバーカード交付時に必要な書類等
○交付通知書 ○通知カード ○本人確認書類